

「インド法律問題・寄稿集」

ビベック・コーリー ZEUS 法律事務所パートナー

Upon request of the Mizuho Bank, Mr. Vivek Kohli, the Partner of ZEUS Law Firm, has contributed five articles for Mizuho's E-magazine "Asia Infos" from March to September 2013. This is the collection of these articles for the convenience of Japanese readers. Mr. Yasukuni Enoki, CEO of Sun & Sands Consultants and former Japanese Ambassador to India, cooperated by editing the articles so as for Japanese readers to more easily digest them.

The followings are titles of the articles.

1. March 2013, "Land Acquisition in Haryana State"
2. April 2013, "Opening of Retailing Market to FDI"
3. July 2013, "Arbitration"
4. August 2013, "Public Interests Litigation"
5. September 2013, "Contract Labour"

ZEUS 法律事務所パートナーであるビベック・コーリーは、みずほ銀行の要請に応じ、2013年3月から9月まで、みずほ銀行アジアインフォス（会員制 E-Magazine）に5回にわたりインドの法律問題につき寄稿致しました。ここに、取り纏めて小冊子とし、ご参考に供することと致しました。なお、原稿執筆に当たっては、日本の読者に読みやすいように、榎 泰邦・Sun and Sands Consultants 社長（元在インド大使）が監修いたしました。

掲載原稿は以下の通りです。

1. 2013年3月号「ハリヤナ州における土地収用補償金を巡る争い」
2. 2013年4月号「小売業への外資解禁」
3. 2013年7月号「対インド企業・商事契約において注意を要する仲裁規定の扱い」
4. 2013年8月号「法治国家インドにおける公益訴訟」
5. 2013年9月号「インドにおける契約（派遣）労働者の扱い」

2013年3月19日

ハリヤナ州における土地収用補償金を巡る争い

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士

監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

はじめに

マルチ・スズキ自動車は、昨年6月25日付でハリヤナ州産業インフラ開発公社（以下、HSI IDC）より、同社第2工場が立地するマネサール地区分譲地の購入に関し、23.5億ルピー（邦貨、約37億円）に及ぶ追加支払請求を受け、本年1月27日には更に13.758億ルピー（邦貨、約22億円）の上乗せ追加支払い請求を受けた。この背景には、マネサール工業団地（Industrial Model Townships, IMT）開発のための用地強制収用を巡り、補償金額が不当に低すぎるとして原土地所有者（殆どが農民）がHSI IDCを相手取って補償金額の増額を求める訴訟を起こし、15年間に及ぶ法廷闘争を経て、最高裁判決が昨年7月2日に確定した経緯がある。最高裁判決を一言すれば、原告側の全面的勝訴であり、原告側主張を退けた地裁判決の平方ヤード当たり82.64ルピーとの補償金額算定基準を5倍に引き上げ、413.2ルピーに改めるとの判決を下した。

ここまでは、単に補償金額を巡る農民土地所有者と開発公社との訴訟争いであるが、問題は、HSI IDC側が、マネサール工業団地の分譲契約上、補償金引き上げの場合には、その追加コスト分は分譲地購入者に転嫁すると規定されているとして、補償金額の増額分に利子負担を加算した金額をそっくりそのまま分譲地購入者たる企業側に転嫁してきたことにある。

マネサール地区には、マルチ・スズキの他にもデンソーを始めとする多くの部品メーカーが入居しておりこれら進出企業が難問を抱えることとなった。但し、HSI IDCが入手したマネサール地区の土地1,765エーカーのうち、マルチ・スズキは約600エーカーと約3分の1を占めるだけに、同社への負担が本問題の象徴となっている。進出企業にしてみれば、土地購入費をコストとして長期的な投資計画を立て進出の是非を決定したものであり、忘れた頃に農民への補償金額が低すぎたので過去に遡って利子を含めて追加支払しろと迫られても困惑するばかりである。HSI IDCとマネサール地区入居企業との争いはまだ始まったばかりであり、決着までには相当の期間がかかろう。本問題を巡っては、これまでセンセーショナルな報道はあっても、法律の見地から正確に分析した論文は殆ど見られなかった。この問題の底流には、ハリヤナ州への企業進出が既に飽和状況にあり、地価が著しく高騰していたため、強制収用に伴う補償金額と市場実勢との間の乖離が大きくなっていったという事情がある。但し、工場用地不足は何もハリヤナ州に限らず、他州でも起こりうる話である。こうした考慮から、内容が若干専門的ではあるが、ZEUS法律事務所 V. Kohli パートナー論文の要点を以下にご紹介したい。

1. 土地収用法の概略

土地収用法（以下「法」）の概略を箇条書きにすれば、以下の通りとなる。

(1)目的； 州政府による公的重要性を有する事業の実施に必要な土地の強制的取得を可能にすることを目的とする。強制収用には公正な補償の支払い義務を伴う旨を規定。

(2)強制収用手続きの概略；

- ①「法」第 4 条に基づく公告(notification)～公的目的のために土地を必要とし、特定の土地が取得対象となっていることを公知せしめ、併せて担当官吏に、土地評価のために当該土地に立ち入る権限を付与する効果を有する。
- ②「法」第 6 条に基づく宣告(declaration)～当該土地の必要性と合目的性が確認された場合には、公告から 1 年以内に、強制収用の対象となる旨の宣告を出す。
- ③土地収用官（LAC, Land Acquisition Collector）による補償額裁定書の発出～宣告発出後、土地収用官は、土地測量を行い、土地利害関係人から補償請求内容を聴取した上で、宣言発出後 2 年以内に補償額裁定書を発出する。

(3)補償額算定の基準

- ・公告日における市場価値に基づくものとする（「法」第 23 条）
- ・土地収用後の土地利用から生ずる地価上昇分は算定対象としない（「法」第 24 条）

(4)補償金額の構成

- ①裁定された土地の市場価値
- ②強制的に収用することを考慮した市場価値の 30%相当額の上乗せ
- ③年利 12%の利子（公告日から補償額裁定日ないしは土地収用日のいずれか早い日まで）

(5)「法」の運用につきインド司法は以下の確立された立場を維持している。

- ・補償額算定に際しては、任意の販売者が任意の買収者から市場で得ることを期待できる価格という意味での「公正な市場価格」に基づく必要がある。
- ・裁定された補償額が公正な市場価値を下回っていること示す挙証責任は土地所有者側にあるが、ひとたび、かかる請求が行われれば、土地所有者による請求が過大であることを示す挙証責任は州政府側に移る。

2. マネサール工業団地用地に関わる補償問題の事実関係

(1)本件土地取得は次の 2 段階で行われた

第 1 段階

- ・グルガオン市マネサール村所在の 256 エーカーの土地の取得。
- ・1994 年 4 月 30 日に公告を発出し、1995 年 3 月 30 日に宣言を実施。
- ・1997 年 3 月 28 日には、土地取得手続きを完了し、エーカー当たり 367,400Rs との査定が行われた。

第2段階

- ・マネサル村および隣接する Naharpur、Kasan、Khoh 地区に所在する 1,490 エーカーの土地を追加取得。
- ・1994年11月に公告が発出され、1995年11月に宣告が行われた
- ・1997年4月3日に土地取得が終了し、市場価値をエーカー当たり 413,600Rs と確定する査定が出された。(第1段階の公告後の土地価格上昇を勘案して、第2段階での市場価値は同様の場所にも関わらず、第1段階よりも高く査定された。)

(2)グルガオン地裁の判決

土地所有者は、査定額を不服として、グルガオン地裁に提訴し、補償額の引き上げを求めて、様々な土地売買例を証拠として提出した。地裁は、土地売買事例に照らし市場価値を査定すべしとの原告側主張を退け、国道との位置関係で市場価値を認定するとの基準を用い、国道から 500 ヤード以内の土地とそれ以外の 2 つに分けて、補償額算定をすべしとの判断を下した。

(3)ハリヤナ・パンジャブ高裁の判決

高裁は、当該土地は工業団地開発という同一目的でかつ同一の公告に基づき取得されたものであり、これを分類することなく同一の基準で市場価値を査定すべしとして、地裁判決を却下した。更に高裁は、実際の売買事例を土地の市場価値算定の基準とすべしとの原告側主張を受け入れて、第1段対象の土地の市場価値をエーカー当たり 1,200,000Rs に、また第2段対象分については、1,500,000Rs へと引き上げる判断を下した。

(4)最高裁の判決

高裁判決に対しては、HSI IDC と土地所有者の双方から様々な訴えが出されたが、最高裁は、2010年8月17日判決で、HSI IDC の訴えを退け、全ての土地に同一基準を適応して、補償額を更にエーカー2,000,000Rs にまで引き上げた。HSI IDC の再審査請求は最高裁によって退けられ、補償額引き上げに関する判決は 2012年7月2日に確定した。

3. 補償額算定と売買事例の扱い

一連の訴訟手続きで焦点となったのは、原告側（土地所有者）が補償額算定の基準たるべしとして提出した売買事例を如何に評価するかであった。地裁はこれを否とし、高裁および最高裁はこれを是とした。原告側は、自己の主張を支えるべく、様々な売買事例を証拠として裁判所に提出したが、上級審において重視されたのは、1994年9月16日付で州政府当局に登録された売買証書であった。この売買証書は、2つの企業間で締結されたもので、エーカー2,003,103Rs のレートで売買価格を定めており、対価は銀行手形で支払われている。この売買証書作成に先立ち、1994年5月31日付で売買合意が結ばれ、この合意に従って売買対価の全額が支払われる旨が約定されている。

高裁は、1994年9月16日付売買証書が、本件収用地の市場価値を査定する上で最も信頼しうる証拠であると判断したが、その理由は以下の通りであった。

- ① 取得した土地に隣接した土地を売買対象としており、かつ売買が 2 つの企業体間でなされており、単なる個人間の売買取引に比べて、市場価値をより正確に反映している。
- ② 個人間の取引では、印紙税や登録料を低くするために、しばしば実際の価値より低めの価格設定をする傾向があること。
- ③ 国道との距離という土地の位置関係を基準とする地裁の判断には正当な根拠がない。最高裁も高裁判決を支持し、上記売買証書は、取得した土地に隣接する物件にかかるものであり、かつ、2 つの企業体間での契約で、支払いも銀行手形によっていることから、信頼できる指標であるとの判断から、売買証書を基礎に、補償額を引き上げ、エーカー当たり 2,000,000Rs とすることが適当との判断を下した。

4. 土地造成コストを補償額から減額するか否か

高裁は、売買証書を市場価値判断の材料として認めたが、補償額算定に際しては、HSIIDC による土地造成コストを勘案して、20~25%の減額を決めた。これに対し、最高裁は、土地所有者の主張を受け入れて、20~25%の減額は不当との判断を下した。当該土地はマネサール工業団地開発のために取得されたものであり、造成コストを土地所有者に負わせることは不当であり、同コストは分譲地価格に上乘せされるべき性格のものとの判断に基づくものである。以上から、最高裁は、減額を認めず、補償額をエーカー2,000,000Rs と認定した。

5. 公告日によって補償額に差を設けるべきか

補償額算定に際し、下級裁判所も高裁も、「市場価値算定は公告の日付に基づく」との法第 4 条の規定を根拠に最初の公告と 2 番目の公告とで補償額を区別する立場を取った。しかし、最高裁は、かかる下級審による区別を退け、全ての土地は工業団地開発という同一の目的で取得された以上、たかが数ヶ月の公告日の違いによって扱いに違いを設けるべきではないとの理由から、すべての土地に対し同一のレートを適応すべしとの判断を下した。

6. 再審査請求の扱い

HSIIDC は、最高裁判決後に知り得た事実であるとして、査定基準とされた売買証書は、同一経営体下にある企業間で結ばれたものであり、土地価格を意図的に引き上げていると主張し、最高裁に再審査を請求したものの、主張を裏付ける書面による証拠を何ら提示できなかった。次いで、HSIIDC は、売買証書は市場価値を評価する上で信頼に足る指標ではなく、関係企業によって操作されたものであるとして、2 番目の再審査請求を提出した。

しかし、最高裁は、これに対し、HSIIDC の訴えには根拠がなく、むしろ再審査請求の形で裁判手続きのやり直しを意図したものとしてこれを棄却し、HSIIDC に対し、各請求につき費用として 25,000Rs の支払いを命じた。かくして、再審査請求の却下によって本件を巡る補償額確定問題は最終的に確定した。

7. 補償費増額によって生ずる資金負担をだれが負うか

土地収用法の規定により土地強制収用にかかる補償金の支払い責任は州政府にある。しかし、マネサール工業団地に関わる分譲契約の規定上は、補償金の見直しがなされた場合

には、増額分の資金負担は分譲地・購入企業に移転されることが約定されている。かくして、最高裁判決に伴う資金負担は HSIIDC から企業に移転されることとなる。

かかる展開を懸念して、工業団地・企業協会は、最初の再審査請求の際に抗弁を試みたが、最高裁は、分譲地購入価格は暫定的なものであり、分譲購入者は補償費が引き上げられる場合には追加的なコスト支払いを負担するとの条件で分譲を得たのであるから、購入者には抗弁権は認められないとの判断から訴えを却下した。

HSIIDC と分譲地購入者の間で補償増額に伴う資金負担を如何なる程度で移転するかの問題は、当事者間で解決すべき問題であり、最高裁の審査対象事項ではない。かつ、既に支払い済みの分譲地購入費が増額された補償金額を遙かに上回る金額であることは、最高裁によって十分に認識されている。即ち、分譲地価格に鑑みれば、HSIIDC としては、資金負担を転嫁することなく、補償金額の引き上げ分を自らが吸収することは十分可能とも考えられる。HSIIDC があくまでも購入者に転嫁させるとしても、購入者による分譲契約上の責任は、当初の土地収用査定額と最高裁判決による補償額との差額に限定されることとなる。分譲地購入者が、HSIIDC による請求から如何に自らを守ることが出来るかは分譲契約に規定されている条件次第ということである。

8. 社会・経済的側面

最高裁判決は、土地の強制収用については、法の範囲内で公正な補償金額の支払いを確保すべしとのインド司法のリベラルな流れを反映したものである。今次判決に際し、最高裁は、工業団地分譲価格である平方ヤード 2,200Rs と当初・補償査定額の同 82.64Rs との金額的に開きがあまりに大きく、HSIIDC が土地取得によってどれだけの利益を得ることができたかは、原土地所有者に対する補償金額の合理性を判断する上で重要な要素になると判断したものと考えられる。

このことは、裁判所によって作成された以下の表により自明であろう。以下は、いずれも平方ヤード当たりのルピー額。

土地所有者への公正なる補償金の査定額			HSIIDC の分譲価格
下級裁判所	高裁	最高裁	
82.64	309.9	413.2	2,200

裁判所の審査目的は、公正でフェアな補償金額を確保する点にある。土地所有者への補償金額が、当初の 82.64Rs から 413.2Rs へと引上げられたといっても、HSIIDC の分譲価格に比べれば遙かに少額であり、当初の補償額査定は明らかに誤りであったと考えられる。また、最高裁判決は、下級審の間違いを単に修正しただけである。

以上

(お問い合わせ先)

榎インド総合研究所

代表 榎 泰邦

E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

2013年4月16日

小売業への外資解禁

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士
監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

既に旧聞に属するが、2012年9月にマンモハン政権が発表した「ビッグバン」経済改革の目玉が、マルチ・ブランド小売業への51%までの外資解禁であった。経済自由化で最後まで手付かずの課題の一つが、この小売業への外資解禁問題であった。ことは2010年5月に商工省が外資解禁案を作成した時に遡るので、2年越し案件である。

小売業分野でも、単一ブランド小売りにについては自由化が先行し、インド政府は、昨年1月には、それまでの51%を上限とする外資出資規制を撤廃し、100%出資を認める政策を打ち出した。ナイキ、ルイ・ヴィトンなどが既にインド市場に店舗を展開しているが、新たに51%超の出資を前提にスウェーデンの家具メーカー・IKEAがインド進出を決め、19億ドルを投資してインド国内に25店舗を展開する計画を発表した。もっとも、下記の国内調達30%条件がネックとなってインド政府の承認が遅れており、報道によれば、国内調達30%を「努力目標」とする妥協案を中心に調整が続けられている模様である。

マルチ・ブランド小売業となると、政治的ハードルが高くなる。ウォルマート等の大型スーパーマーケットや我が国のコンビニチェーンあるいはデパートの進出が解禁となることを意味する。インドの小売店舗数は1,200万と言われ、「キラナ」と称される小規模店が売上の95%を占めている。米トイザラスの日本市場進出を巡る1990年代の騒ぎを引くまでもなく、小売業自由化はどの国でも政治的鬼門である。インドにおいては、野党BJPの反対は計算済みであったが、与党連立UPAの一角を占める草の根会議派(AITC)までもが反対に回り、2012年9月には連立離脱に踏み切った。従って、冒頭の政府決定だけでは、国内騒動は収まらず、国会での政治決着に持ち込まれた(本来は国会の承認を必要としない)。結局、与党UPAは、BSPの閣外協力を得て、下院での勝利に続き、2012年12月7日に上院でも、野党提出の反対決議を否決することに成功した。

これで晴れて道が開かれたわけであるが、一気に外資進出が奔流の如く進むかということ、ことは簡単ではない。政治的妥協から、外資解禁策の実施の有無、実施するとしてもその具体的対応振りを州政府に委ねたためである。当然のことながら解禁に反対した政党が与党である州は、外資進出を認めないので、現在、外資進出を認める州は与党UPAが政権を握る次の9州(アンドラプラデシュ州、アッサム州、デリー準州、ハリヤナ州、ジャム・カシミール州、マハラシュートラ州、マニプール州、ラジャスタン州、ウッタラカンド州)のみである(その他、連邦直轄領Daman&DiuおよびDadar&Nagar Haveliが参加組であるが、人口はそれぞれ24万と34万であり、市場としては当面無視しうる)。大都市で言えば、バンガロール、アハメダバード、チェンナイ、コルカタ、スラートなどの人口400万超都市

を含め、上位 20 都市のうち過半数の 11 都市が対象外となる。外資解禁州についても、店舗の設置場所などについては種々の規制を加えてくるものと想定される。加えて、下記の通り、外資進出には、最低投資額は 1 億ドル、小売店舗設置は人口 100 万超の大都市のみ、投資額の最低 30%を後方インフラに充当、調達額の 30%をインド小企業から、等々の厳しい条件が付けられている。外資解禁策発表後、インド進出に向けて様々な動きが水面下で進行している模様であるが、事前に予想されたほど派手な動きが顕在化していないのは、外資側としても条件クリアの困難さを慎重に見極めていたためと考えられる。

この小売り分野での外資規制解禁については、種々の報道はあるが、正確に条件を含め解禁策の内容を紹介した記事は少ない。以下、ZEUS 法律事務所ビベック・コーリ氏の報告の該当部分をご紹介します。なお、商業分野外資政策には、単一ブランド小売り、マルチ・ブランド小売りの他に、卸売り業分野（Cash& Carry Wholesale を含む）がある。米ウォルマートが、既に「Cash and Carry 卸売り」（現金決済、持ち帰り卸売り）分野に進出し、Bharti との合弁（50:50）により、2009 年 5 月のアムリツァー 1 号店開店以来、20 店舗近くを展開しているが、この形態については、煩雑になるのでここでは割愛する。

（小売り分野外資政策）

I. 単一ブランド小売り

以下の条件の下、100%外資が可能。なお、政策には「単一ブランド小売り」の定義はないが、「単一ブランド保有商品の小売りに関する活動」と整理しうる。

1. 財務省・外国投資促進委員会（FIPB）からの事前承認書
2. 以下の条件に適合していること
 - 1)販売対象商品が単一ブランドのみ
 - 2)対象商品が、インド以外の 1 ないし 2 以上の国で、同じブランドで販売されている
 - 3)対象商品の製造過程でブランドが付されること
 - 4)唯一の非居住・申請者のみが、単一ブランド小売りを許可される。申請者がブランド所有者でない場合は、申請者はブランド所有者から法的に有効な合意書を取り付ける必要がある。
 - 5)外資が出資比率 51%超の場合は、商品価値の 30%はインド現地調達の必要がある（調達に際しては、中小企業、農村産業、職人工房からの調達が望ましい）。
 - 6)外資企業については、e-commerce による単一ブランド小売りは認められない。
 - 7)申請に際しては、販売予定の商品カテゴリーを明記する必要がある。商品カテゴリーの追加は、FIPB に新規申請する必要がある。

II. マルチ・ブランド小売り

- ・インド政府は、2012 年 9 月 20 日付プレスノート 5. により、マルチブランド小売り分野において、51%までの外資を認める措置を講じた（それ以前は、全て禁止）。

1. 各州政府による選択

- ・マルチブランド小売り外資政策は、同政策の実施を各州（含む連邦直轄領）の選択に委ね

ている。従って、小売り販売店舗の開設は、同政策に同意ないし同意予定の州においてのみ認められることとなる。

- ・認められる場合でも、店舗開設は、店舗開設法など当該州の法規に従って行われる。
- ・従って、外資による店舗の開設の有無、開設場所の決定は、州政府の専管事項である。
- ・現在、外資によるマルチブランド小売りを認めている州および連邦直轄領は以下の通り。
アンドラプラデシュ州、アッサム州、デリー準州、ハリヤナ州、
ジャム・カシミール州、マハラシュートラ州、マニプール州、ラジャスタン州、
ウッタラカンド州、
(以下連邦直轄領) Daman&Diu、Dadar&Nagar Haveli

2. 追加条件(更に、以下の条件が付されている)

- 1)外国投資家による最低投資額は1億米ドルであること
- 2)初期投資投下の3年以内に、外資投入額の最低30%を後方インフラ (back-end infrastructure) に充当する。後方インフラには、前方部門 (front-end units) を除く全ての活動が含まれ、例示すれば、加工、製造、流通、デザイン改善、品質管理、梱包、輸送、倉庫関係、農業市場商品インフラ等々がある。但し、土地コストと賃貸料は含まれない。
- 3)製造・加工商品の調達額の30%は、インドの小企業から調達する。
 - :かかる現地調達義務は、初期投資年度の4月1日から数えて5年間の平均調達額を基礎として計算する。
 - :「小企業」とは、プラント・機械への設備投資総額が100万米ドルを超えない企業。この金額算定は、設置時点での価格により、償却はこれを勘案しない。
 - :設備投資総額が上記額を超える場合には、当該企業は「小企業」とは認められず。
- 4)上記要件遵守の確保は企業の自己証明による。必要な場合には、当局によるチェックの対象となるので、投資家は公認会計士による会計監査を必要とする。
- 5)小売り店舗設置は、2011年国勢調査ベースで人口100万人超の都市に限定される。
 - :都市境界から10km以内であれば、設置は認められる。
 - :かかる店舗の位置は、都市の区画割り計画に合致し、かつ交通手段および駐車確保されるものとする。
 - :州内に上記要件の大都市がない場合には、当該州政府は任意の都市に店舗開設を認めることができる(最大の都市が望ましい。)
 - かかる場合にも、上記の条件は準用されるものとする。
- 6)e-commerceによる小売り販売は禁止される。
- 7)果物、野菜、花、穀物、豆類、生の鶏肉、魚類、肉等、新鮮な農産物は、ブランドを付する必要はない。
- 8)農産品調達については、政府に第一優先権がある。
- 9)すべての申請は、FIPBによる政府許可の審査に先立ち、DIPPによって公表ガイドラインに合致しているかをチェックされる必要がある。

(2013年4月1日記)

(お問い合わせ先)

榎インド総合研究所

代表 榎 泰邦

E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

ビベック・コーリー (ZEUS 法律事務所パートナー) 略歴

- ・1968年3月9日、デリーに生まれる。
- ・1988年、デリー大学セント・スティーブンス・カレッジ (数学科) 卒
- ・1991年、デリー大学法学部卒 (LL.B)
- ・同卒業後、法律事務所に所属し、法律実務経験を重ねる
- ・2005年、法律事務所 ZEUS (ゼウス) を設立 (ロヒット・タンドン、スニール・チャギとともに3人の共同設立者の一人)
- ・22年間に及ぶ法律実務経験を有し、ZEUS 法律事務所では、主として会社法関係、間接税、訴訟関係、規制関係を担当し、特に、企業の節税対策に幅広い経験を有する。
- ・2001~2004年の間、インド中央政府・デリー高裁パネル委員を勤めた他、以下の企業の法律顧問を勤めた。
 - インド産業金融公社 (IFCI) ~1997-2008
 - インド産業開発銀行 (IDBI) ~1997-2008
 - ICICI 銀行 ~1997-2008
 - パンジャブ・シンド銀行 (PSB) ~1996-2008
 - バローダ銀行 (BoB) ~1996-2008
- ・以下の著作例を含む多数の著作あり。ヒンドスタン・タイムズ紙に法律解説記事を不定期に寄稿している。
 - “Budget 2010-11 and its Impact on Construction of Residential Complex Services”
 - “GST The Road Map Ahead”
 - “Boarder Control Measures and the Interface with Private International Law”
- ・規制委員会など政府の各種委員会にメンバーとして参加し、政府の政策策定にも参画している。そのほか、各種講演会の講師として積極的な講演活動を展開している。



以上

2013年7月5日

対インド企業・商事契約において注意を要する仲裁規定の扱い

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士

監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

国際商事契約に欠かせないのが、紛争解決手段としての仲裁規定である。しかし、例文規定化していて、十分な注意を払われない傾向がある。精々、仲裁地・根拠法を日本にする方が便利かつ有利と考える程度である。しかし、インド企業相手では、仲裁地をインドにしないとインド国内にある資産に対する保全措置が期待できずリスクが大きい、と言うのがコーリー原稿のポイントである。インド 1996 年仲裁法に、「国外仲裁であっても、保全措置に関する限りインド裁判所の管轄が及ぶ」との規定が欠けているためである。以下、コーリー原稿の内容をかいつまんで紹介する。

1. インドの仲裁法について

1899 年仲裁法がインドの最初の仲裁法であるが、これは宗主国英国の 1899 年仲裁法の引き写しであり、後に廃止される。1908 年のインド民事訴訟法を経て、1940 年仲裁法が成立する。この法律は、インド国内を仲裁地とする仲裁を対象とし、インド司法の強力な権限を背景に、仲裁の各段階で裁判所の介入を認める内容であった。その後、国外を仲裁地とする仲裁を対象として 1961 年外国仲裁判断法が制定され、1940 年仲裁法（国内仲裁）と 1961 年外国仲裁判断法（国外仲裁）の二本立て体制が 30 年以上続いた。

しかるに、各国仲裁法制のハーモナイゼーションを目的に、国際商事仲裁に関する 1985 年国連モデル法（以下、国連モデル法）が UNCITRAL での作業を経て国連で採択された。インドも、長年続いた国内外の二本立て法体制を一本化し、国連モデル法に殆どそのまま取り入れる形で、1996 年仲裁法を制定した。

ここで、1 点、1996 年仲裁法が国連モデル法と異なる箇所が生まれた。それが、「裁判所による保全措置」の適応対象にかかる規定であった。すなわち、国連モデル法第 1 条は、国内仲裁に適応範囲を限定しつつも、第 9 条の「裁判所による保全措置」規定についてはその例外とし、国外仲裁であっても「裁判所の保全措置」については適応対象とする余地を残している。

ところが、インドの 1996 年仲裁法は、この例外規定を設けなかった。ここからインドの仲裁法体制の迷走が始まる。即ち、現実の国際商事仲裁では、折角、インド国外での仲裁による判断が自社に有利な内容となっても、インド国内に有する資産の保全措置が直ちに執られなければ、仲裁判断が最終的にインドで確定し、執行されるとしても、その間に相手のインド企業が資産を処分してしまえば、事実上仲裁判断は意味を持たないことになる。果たして、最高裁判例でこれを救済することが出来るのかが争われたが、最高裁判例は二転、三転する。

2. 最高裁判例の変遷

最高裁判例をみる前に、1996年仲裁法の構成を見てみよう。第1部から第4部までであるが、ここで関係するのは、総論としての第1部と国外仲裁に関する第2部である。第2部が対象とするのは、国外仲裁の「開始」と「執行と承認」のみであり、問題となる「保全措置」は含まれていない。これに対し、第1部の総論は、開始、仲裁手続き、仲裁判断、執行と承認のすべてをカバーしており、「保全措置」も対象としている。従って、本稿の関連でいえば、国外仲裁についてもインドの裁判所は管轄権を有し、第1部が適用されるか否かが問題となり、まさに最高裁でもこの点が争われた。

(Bhatia International ケース)

この裁判では、国外仲裁の当事者たる外国企業が、1996年仲裁法第9条の下で、インドの裁判所による「保全措置」を求めたのに対し、他方の当事者たるインド企業は、国外仲裁には1996年仲裁法第1部の適応はなく、従って、インドの裁判所は「保全措置」を執る権限を有しないと主張し、対立した。最高裁判決は、国外仲裁についてもインド司法の管轄が及び、1996年仲裁法第1部が適用される（但し同第2部と重複しない限り）、即ち「保全措置」を取りうるとした。その理由として、仲裁対象となる資産がインド国内にありながら、国外仲裁であることを理由に「保全措置」が取られなければ、仲裁当事者は救済を受けられないことになると立論した。

その後、**Venture Global ケース** (Venture Global Engineering と Satyam Computer Service Ltd 間の係争) でも、同様に国外仲裁に対し1996年仲裁法第1部が適用されるとの最高裁判決が下されたが、同ケースでは、適応対象が「保全措置」に止まらず、インド裁判所の権限は仲裁判断の訂正、無効にまで及ぶとした。

(最高裁判例を巡る混乱)

仲裁当事者の救済を目的として立論された最高裁判決であったが、1996年仲裁法に「保全措置」についての例外規定がないまま、総論である第1部を国外仲裁に適応するとの立論をすれば、その論理的帰結は「保全措置」のみならず、仲裁全体に対するインド裁判所の管轄の問題へと発展する。こうしたインド司法の判断は、国際仲裁制度に対するインド裁判所の過剰な介入を許すことになり、国際的なハーモナイゼーションを追求する国連モデル法の趣旨にも反するとの国際的非難を呼び、また、国際商事仲裁の実態とも合致しないものとされた。

(Balco ケース)

この混乱に終止符を打ったのが、Balco と Kaiser 間で争われた「Balco ケース」であった。この裁判で最高裁は、過去の Bhatia International 判例および Venture Global 判例を覆し、要旨次の通りの判決を下した。

- ①仲裁を管轄するのは、仲裁地の法律である。
- ②当事者が国外仲裁を選択した以上、インドの管轄権は及ばない。
- ③1996年仲裁法第1部は、国内仲裁のみに適応され、国外仲裁には適応されない。

この判決によって、混乱していた国外仲裁に対するインド裁判所の管轄問題は整理されたが、1996年仲裁法第1部が国外仲裁に適応されないことによって、「保全措置」についてもインド裁判所の管轄外となった。即ち、Bhatia ケースでは「保全措置」を可能にするために仲裁法全体の法体系を歪める結果となり、それを是正した Balco ケースでは、法体系の歪みは修復したが、「保全措置」を巡る救済は措置されないこととなった。

この問題の根本的解決は、法改正によるしかない。インドも国連モデル法と同様に、1996年仲裁法を改正し、「保全措置」については国外仲裁であってもインド裁判所の管轄対象とするとの例外規定を置くことである。実際、わが国仲裁法（第3条および第15条）を始め多くの国の仲裁法は、この点に関する例外規定を置いている。既にインド議会でも、同例外規定を置く方向で改正案準備の動きがある。

3. 日本企業への教訓

改正案が準備中とは言え、実際にインド議会で立法されるまでには、なお紆余曲折が予想される。この間、インドに対する投資家は、インド国内に有する資産に関する「保全措置」が保護されないことになる。一般論で言えば、日本企業が仲裁規定を入れる場合、仲裁地・根拠法は日本ないし信頼性の高い第三国とするのが望ましいが、インド国内の資産の保全措置を確保するためには、仲裁地・根拠法をインドとし、インド裁判所の管轄下におくことが安全となる。

(2013年7月1日記)

(お問い合わせ先)

榎インド総合研究所

代表 榎 泰邦

E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

◆ ビベック・コーリー（ZEUS 法律事務所パートナー）略歴 ◆

1968年、デリー生まれ。1988年デリー大学数学科卒、1991年に同法学部卒後、法律実務に就き、2005年より現職。22年間に及ぶ法律実務経験を有し、特に会社法、税法分野を強味としている。政府の各種諮問委員会委員を務める他、著作多数。



2013年8月13日

法治国家インドにおける公益訴訟

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士

監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

よく「人治主義の中国」対「法治主義のインド」が比較対照される。中国では、最高裁といえどもその上部に位置する共産党の指導下にあるが、民主主義国家インドでは司法の独立が確立しており、時として司法は命令、指示を通し行政に介入する。その象徴が公益訴訟（Public Interest Litigation）である。

公益訴訟といっても、日本では聞き慣れないので、具体例を挙げよう。2006年から07年にかけて、デリーの商店街で、店舗取り壊しや店舗の封印が行われ、作業員がブルドーザーや大型ハンマーで店舗家屋を取り壊すシーンが連日、テレビで報じられた。この発端は、06年9月に最高裁が違法建築取り壊し命令を下したことにある。これは、特定の原告による訴訟の形式をとらず、違法建築に対する住民の不满を最高裁が吸い上げ、あくまでも最高裁独自の判断とイニシアティブによって命令が下されたものである。東京でも建坪率違反の違法建築はいくらでもあるが、訴訟手続きを経ることなく、ある日、最高裁が独自の判断で命令を出し、都内のあちこちで取り壊し作業が始められたら大混乱を来すであろう。かかる事態が現実にデリー中心地区で生じたのである。

これに先立つ、1998年、最高裁は、デリーのオートリキシャ、バス等公共交通機関の燃料をガソリン、ディーゼルからクリーンなCNG（圧縮天然ガス）に切り替えるべし、との命令を出した。首都デリーにはオートリキシャと称される三輪車タクシーが庶民の足としてひしめき合い、その数50万台と言われる。このオートリキシャがまき散らす排気ガスが大気汚染を深刻化させ、当時、デリーは大気汚染で世界ワースト3に入るまでになっていた。最高裁は、かかる事態を招いたのは行政の怠慢であり、憲法第21条が規定する国民の「生きる権利」を侵害していると判断し、命令を発出したものである。

この判決は、2001年から実施に移されることになったが、急に方向転換できるものではない。まず、製造メーカーのCNG対応車の生産が追いつかない、市内にCNGスタンドがほとんどない。更に、命令は、バス、タクシーをも対象としたので、市内が大混乱に陥ったのは言うまでもない。しかし、最高裁命令とあれば、この国では行政が必死で実施に移す。1~2年間で完全にCNGに切り替わったのだからお見事と言わざるを得ない。

広義の公益訴訟は、環境問題や景観問題など対象に、わが国を始め各国で増えてきているが、インドの特徴は、法益の侵害を受けた原告による提訴という通常の訴訟手続きを前提とせず、裁判所独自の判断とイニシアティブによって命令をだすことが出来る点にある。裁判所は、住民からの手紙や葉書での訴えを判断根拠にすることもあれば、時には新聞記

事を根拠にする場合もある。他方、住民からの請願を受けて審理を開始する場合もあるが、この場合も、NGO、住民組織、あるいは個人であれ、公益に関心を有する限りだれでもよく、直接の利害関係の存在は問われない。ここまで徹底した公益訴訟は世界でも例を見ず、インドのユニークな制度とあってよい。前置きはこの位にして、以下、ビベック・コーリ弁護士の法律ノートを要約したい。

公益訴訟制度の背景

インドにおいて公益訴訟が独自の発展を遂げた背景には、極度の貧困、社会的差別、大衆の無知、文盲率の高さと言った社会事情がある。1947年独立後も、社会の大多数が司法へのアクセスなきまま、司法的救済の外に置かれていた現実がある。いくら憲法に「法の下の平等」が謳われていても、現実問題として、法律知識を有さず、訴訟資金の準備もない農村の貧困層等が、社会的差別や生活環境の悪化に対し、訴訟手続きを通して「生きる権利」を守ろうとしても果たせるものではない。行政が十分な措置を講ずる場合はともかく、行政の怠慢によって放置される場合には、司法が、憲法の守り神として、公益擁護の名目で、憲法違反や法的権利侵害を見逃ごすことなく、社会的弱者や下層階級を救済する必要がある。かかる論理が、インドの公益訴訟制度を支えている。

とは言え、法体系を無視して制度を運用する訳にはいかない。法的根拠を提供しているのが、インド憲法第32条である。同条は、憲法第3編に規定される基本的人権を擁護する役割を最高裁に与え、基本的人権を守るために最高裁に提訴する権限を国民に認める（第1項）、とともに、最高裁に、基本的人権擁護のために、必要な命令、指令、令状を発出する権限を与えている（第2項）。即ち、最高裁は、単に訴訟に対する判決と言う形式だけでなく、基本的人権擁護に必要なならば、独自に命令、指令、令状を発出できる、との憲法上の根拠を与えられているのである。

「M.C.Mehta 対インド中央政府」判例において、最高裁は、更に解釈を拡大し、「憲法第32条は、国民の基本的人権を擁護する憲法上の義務を最高裁に課しており、最高裁に対し、第3編に関する命令、指令、令状を発給する権限を付与するだけでなく、義務遂行のために必要な様々な救済措置を含む全ての権限を与えている」と述べている。

制度の発展経緯

【第1段階(1970年代～80年代)】

公益訴訟の考えが出てきたのは、1970年代に入ってからである。当初は、弱者救済のために既存の法律整備が不十分であったり、行政の対応が不十分な場合には、最高裁が積極的に指令、ガイドラインを発出して不備を補う必要があるとの発想にとどまっていた。また、伝統的な提訴権原則を超え、第三者や機関が、社会的弱者に代わり請願することを認めたり、葉書、手紙も請願書類として認めるなど、原告適格性を拡大する判例が続いた。また、最高裁は、立法府の活動状況をも監視し、立法権行使が不十分と判断する場合には、必要な立法を促すためのガイドラインや指令を発出することも行った。

【第2段階（1980年代以降）】

この時期になると、最高裁は、行政が十分に義務を果していないと判断する場合には、積極的に行政分野に介入する方向を打ち出した。この傾向は、特に環境分野において顕著で、憲法第21条（生命権）を拡大解釈し、森林、海洋、野生生物、山岳、河川、遺跡などの保護に公益訴訟を活用して積極的に介入するようになった。具体的には、最高裁内に森林小法廷（グリーン・ベンチ）を設置し、森林保全、不法鉱業活動の取締につき命令、指令を発出して取り組むとともに、環境分野での訴訟件数増大に応じ、専門家を配置して環境裁判所（National Green Tribunal）を設置した。

【第3段階（1990年代以降）】

90年代に入ると、行政府の監督機能をも強化し、最高裁のみならず高裁レベルでも、汚職摘発、政府の廉潔性・モラル維持のために、積極的に判決、命令、指令を発出するようになった。他方で、市民社会の発展とともに、市民活動家が公益訴訟を活用して、汚職摘発、政府の綱紀粛正を求めるようになった。

公益訴訟と行政との線引き

司法による公益訴訟を通ずる行政への介入が増加すると、行政との線引きが問題となる。結論から言えば、公益訴訟は、行政サイドによる憲法上ないし法律上の義務の放棄によって公益が損なわれた場合にのみ行使される司法からの介入と観念すべきものである。公益訴訟の名の下に、公益に関われば、なんでもかんでも法廷に持ち込まれることはあってはならない。特に、経済政策に関しては、政策決定に不法行為が認められない限りは、司法は審査に慎重たるべきで、専門家の判断への批判には慎重を期する必要がある。

公益訴訟の乱用

司法側の慎重な制度設計と運用にも関わらず、近年、不純な動機で、公益訴訟に対する請願が行われ、制度が乱用される傾向が問題となっている。パブリシティのための訴訟（Publicity Interest Litigation）、あるいは私的利益のための訴訟（Private Interest Litigation）と揶揄されている。最高裁も、公益訴訟の名を騙った司法制度の誤用に対し、懸念を表明し、様々な対抗手段を講じている。具体的には、売名や宣伝を目的とした不真面目な提訴に対しては、一定の経費負担を求める方法、あるいは、法廷侮辱罪での訴追、提訴した弁護士をブラックリストにして将来の提訴の道を塞ぐ等の措置を講じている。

結語

以上のような問題にも関わらず、過去40年、公益訴訟はインドにおいて定着し、生活条件の改善から刑務所の待遇改善まで社会的弱者の置かれた条件を大いに改善する成果を上げた。特に、大気汚染や水質汚染の改善、森林保全など環境分野での貢献には著しいものがある。また、汚職防止など司法による行政に対するチェック機能の面でも大いなる成果を上げている。

(2013.8.1 記)

(お問い合わせ先)

榎インド総合研究所

代表 榎 泰邦

E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

◆ ビベック・コーリー (ZEUS 法律事務所パートナー) 略歴 ◆

1968年、デリー生まれ。1988年デリー大学数学科卒、1991年に同法学部卒後、法律実務に就き、2005年より現職。22年間に及ぶ法律実務経験を有し、特に会社法、税法分野を強味としている。政府の各種諮問委員会委員を務める他、著作多数。



2013年9月12日

インドにおける契約(派遣)労働者の扱い

執筆：ZEUS 法律事務所パートナー ビベック・コーリー弁護士

監修：榎インド総合研究所代表 榎 泰邦

昨年7月に発生したマルチ・スズキのスト暴徒化事件は未だに記憶に新しい。同社マネッサー工場が発生した労働争議は、インド人幹部1名の死亡、日本人職員2名を含む100名が負傷する事件に発展し、このため同社は長期にわたり工場閉鎖を余儀なくされ、生産は大幅に落ち込んだ。事件の背景については、様々な検証が続けられているが、背景の一つとして指摘されているのが、正規労働者との格差に対する契約(派遣)労働者の不満の高まりであったとされている。当時、契約労働者の比率は、工場労働者の半数近くに及んでいたと言われている(40%から60%まで様々な報道あり)。スズキ・マルチは、バルガバ会長を中心に体制建て直しに取り組んでいるが、中心策の一つが、契約労働者の正規労働者化である。

1991年以来、インドは大胆な経済自由化政策に取り組んできたが、最後に残った領域が労働・雇用問題である。特に企業側から問題視されているのが、労働法上、従業員100人以上の企業が労働者を解雇する際には、州政府より異存ない旨の了承を取り付けることが義務づけられ、實際上、解雇やレイオフが極めて困難な点である。勢い、企業側は解雇が困難な正規労働者よりも契約労働者を利用とする力学が働く。但し、これが行き過ぎると、正規と契約との間の格差問題から労使環境が悪化する危険が大きくなる。その意味で、マルチ・スズキの事件はインド進出日系他社にとって他山の石である。以下、契約労働者を巡る法律問題につきビベック・コーリー弁護士が解説する。

1. 契約労働者とは

契約労働者は、派遣先企業において技術的・事務的労働を提供するために派遣事業者によって雇用された労働者である(管理業務従事者は除外される)。契約労働者は、派遣先企業によって直接雇用されるのではなく、あくまでも派遣事業者の被雇用者である。

1970年契約労働者法(Contract Labour Act, 1970)が契約労働者の活用を認めているのは、「中核的業務」(Core operations)以外の分野である。「中核的業務」とは、企業の設立目的とされている業務であり、企業は、契約労働者を「中核」以外の分野ないしは臨時的な業務分野で活用することによって、「中核的業務」により集中することが出来るとの思想が前提となっている。従って、契約労働者が、正規労働者と同じ「中核的業務」に従事していながら、給与、待遇面で差別を受けている場合には、不公正な取り扱いとなる。

2. 契約労働者に関わる規則

過去12ヶ月以内に1日当たり20人以上の契約労働者を採用した企業は、同法の適用を受ける。また、単なる一時的な性質の労働活動は、同法の適用を受けないが、労働行為が

一時的な性質のものか否かの判断権限は政府に帰属する。従って、企業は、通常、保安、仕出し、配達、工事、保守、庭仕事、家事、運搬などの支援業務に、契約労働者を従事させる。契約労働者を大量に採用し、正規労働者と同じ業務に従事させることは、単に安い給与で労働力を確保する行為とみなされ、法の逸脱と解される恐れがある。

同法は、採用企業と派遣事業者の双方に義務を課している。この場合、「採用企業」とは、派遣事業者を通じ、契約労働者を採用する者であり、他方、派遣事業者とは、(a)派遣労働者を通じて企業のために業務を遂行する者、ないしは(b)企業の業務を遂行するために労働者を派遣する者、を意味する。「採用企業」が契約労働者を採用するためには、当局への登録が必要であり、また、派遣事業者は、契約労働者の派遣に先立ち、当局から有効なライセンスを取得する必要がある。「Crompton Industries 社 判例」において、マドラス高裁は、採用企業は有効なライセンスを有する事業者を通じて契約労働者を採用する必要があり、事業者が有効なライセンスを有しない場合は、契約労働者は、企業によって直接雇用されたものと見なされる、としている。

同法の規定では、契約労働者に決められた便益を提供するのは、第一義的に派遣事業者であるが、事業者がその責任を果たさない場合には、採用企業がその責任を負うことが決められている。採用企業は、事業者が賃金を契約労働者に支払っているかを見届ける必要がある。また、採用企業が事業者に代わり契約労働者に便益を提供した場合には、事業者に対し支出経費の支払いを求めることができる。

3. 契約労働者を巡るガイドライン

「Indian Oil Corporation 判決」において最高裁は、採用企業が契約社員との関わりにつき遵守すべきガイドラインを、以下の通り示している。

- 1)採用企業は、派遣事業者と契約労働者との関係に介入してはならない。
- 2)契約社員に対する給与の分配は、あくまでも事業者がこれを行い、採用企業は、直接的な役割を果たしてはならない。但し、給与分配の立ち会いとして採用企業の代表を配置することは、例外として認められている。
- 3)契約労働者に対する、社会保障基金の配当、休暇手当、医療保障金などの便益の支払いに関しては、派遣事業者が責任を負う。また、事業者は、契約労働者の法定労働時間の遵守についても責任を持つ。
- 4)給与支払い台帳、社会保障基金の積立など、法に定められた記録、勘定を整えるのは派遣事業者の責任である。
- 5)派遣事業者は、自らの法規違反に対し当局が課した罰金、請求、ないしは派遣契約上の業務により採用企業に対し生じた請求、訴訟、法的手続きなどが、採用企業に及ばないように措置する義務がある。

採用企業は、契約労働者を直接的に管理することは出来ないが、契約上のサービス提供の質を確保するために、契約労働者の技術レベルを評価する権利を有する。契約労働者との関わりにつき、採用企業は、以下の行為をしてはならない。

- a)配置につき直接的ないし間接的に契約労働者をコントロールすること

- b)懲戒処分
- c)直接的な業務監督
- d)契約労働者を解雇ないし業務から外すこと

採用企業は、いかなる状況下においても派遣事業者に対してのみ意思を伝えることとし、契約労働者との関係では、決められた役務が提供されているか否かにつき監督することだけが認められている。

4. 差し止め命令と正規労働者化の問題

特定の契約労働者・雇用に関し、政府が差し止め命令を発した場合の対応が問題となる。ひとたび差し止め命令が出されれば、採用企業は契約労働者を当該業務で働かせることは出来なくなる。「Air India 判例」において、最高裁は、政府により差し止め命令がでた場合には、当該分野に従事する契約労働者は、採用企業による直接雇用とみなされ、自動的に正式社員となる権利を有するとの判断を示した。しかし、その後の「SAIL 判例」においては、最高裁は「Air India 判例」を覆し、政府による差し止め命令の発出は、採用企業による契約労働者の正社員化を自動的に意味するものではなく、採用企業は独自の判断で契約労働者を選択的に正規労働者として採用するかを決めることができる、との判断を示している。

(2013.9.8 記)

(お問い合わせ先)

榎インド総合研究所

代表 榎 泰邦

E-mail yasukuni.enoki@sunandsands.com

◆ ビベック・コーリー (ZEUS 法律事務所パートナー) 略歴 ◆

1968年、デリー生まれ。1988年デリー大学数学科卒、1991年に同法学部卒後、法律実務に就き、2005年より現職。22年間に及ぶ法律実務経験を有し、特に会社法、税法分野を強味としている。政府の各種諮問委員会委員を務める他、著作多数。

